



ヘッジ会計—最近の改訂が実務に与える影響

国際会計基準審議会 (IASB) と国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) は、今年、ヘッジ会計に関する規定を改訂しました。この指針は、一部でヘッジ戦略の実施に柔軟性を持たせることを明確にしています。またその他の部分では、ヘッジ会計がより難しくなっています。PwC グローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス (GACS) センtral・チームの Scott Bandura が、純投資のヘッジおよびヘッジ会計に適格なリスクに係る改訂が実務に与える影響について解説します。

IFRIC 解釈指針第 16 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」

IFRIC は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして認められるものと認められないものを明確化するよう求められました。IFRIC 第 16 号は、ヘッジ手段はグループ内のいかなる企業が保有してもよいことを明確化しました。例えば、今後ユーロを機能通貨とする親会社は、親会社と US ドルを機能通貨とする子会社との間に英国ポンドを機能通貨とする企業が存在する場合でも、US ドルを機能通貨とする子会社に関連するユーロ/US ドルのリスクをヘッジできるようになることが明らかになりました。大規模多国籍グループの組織構造においては、負債に係る為替エクスポージャーと純投資に係るエクスポージャーを一致させることがより柔軟に行える可能性があります。

また当解釈指針は、2 つの認められた連結方法による効果を明確化しています。これらの方法は直接法および段階的な方法として知られています。

- **直接法:** グループ内のすべての企業を直接親会社に連結させる。
- **段階的な方法:** 経営者はグループ内の企業ごとの子会社連結財務諸表を作成する。報告企業は、報告企業の直接子会社の連結財務諸表を連結する。

どちらの連結方法によった場合でも、同一の純投資のヘッジ戦略を用いることができますが、外貨評価差額金のリサイクルについては、どちらの方法を用いるかによって差異が生じる可能性があります。当解釈指針は、純投資のヘッジに係る外貨評価差額金をリサイクルする方法を明確化しています。

企業は、表示通貨ではなく機能通貨に関連する外国為替リスクに対してのみヘッジを行うことができるとされています。企業がどの表示通貨を選択できるかについては制限がありませんので、表示通貨に関するリスクは本当の経済的エクスポージャーとは考えられていませんでした。しかしながら、大半の企業は機能通貨に関連するリスクに対してのみヘッジを行っており、この改訂が実務に与える影響は限定的でしょう。

IFRIC 第 16 号は、2008 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。

適格なヘッジ対象 (IAS 第 39 号の改訂)

IASB は、金融商品のどのようなリスク部分がヘッジ会計に適格かを規定するプロジェクトを縮小させることに決めました。IASB は、すべてのリスクおよびその一部分を適用できる広範なガイダンスを提供する代わりに、IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」の改訂を公表し、そこでヘッジ対象に含まれる適格なリスクに関連する 2 つのより細かな論点を扱っています。

オプションを用いた片側リスクのヘッジ

片側リスクのヘッジは、金融項目および非金融項目の両方に対し共通して用いられる戦略です。例えば、外貨売却の予定取引を行う企業は、機能通貨の相対価値が下落するリスクをヘッジするために、外貨購入オプションを用いる可能性があります。

IASB は、オプションの時間的価値は、利益に影響を与えるヘッジ対象の構成要素ではないと考えました。IAS 第 39 号の改訂は、ヘッジ関係でオプションの時間的価値の変動を考慮することを禁止しています。

企業は、引き続きオプション・ヘッジ戦略を用いることができますが、当該関係においてオプションの本源的価値のみを指定する必要があります。オプションの時間的価値の変動が直接利益に計上されるため、追加的に重要なボラティリティが生じる可能性があります。

この新しい規定は 2009 年 7 月 1 日以降に開始する期間から発効し、遡及的に適用されます。このため、12 月を年度末とする企業は 2010 年からこれを適用することになりますが、2009 年に時間的価値を考慮したオプション・ヘッジ戦略を用いていた場合には、当該期間の比較財務情報を修正再表示しなければなりません。12 月を年度末とする企業がヘッジ会計による損失と比較財務情報の修正再表示を回避するためには、2009 年 1 月 1 日より前に用いている戦略を変更する必要があります。7 月から 12 月の間に年度末がある企業は、それよりも早い時期に変更する必要があります。

インフレーションのヘッジ

この改訂は、固定利付金融商品のインフレーション要素について、このような金融商品においてインフレーションは個別に識別可能な要素でないため、これをヘッジ対象部分として指定できないことを明確化しています。また、インフレーションの変動に関して、金融商品全体の公正価値に与える影響を信頼性のある測定を行うことができません。しかしながら、インフレーションに起因するキャッシュ・フローの変動は、多くの場合、通常のインフレ連動債（インフレーション要素が組込デリバティブとして分離されていない）のヘッジ対象部分として指定できます。

今後の展望

ディスカッション・ペーパー「金融商品に関する報告における複雑性の削減」は、ヘッジ会計が変更される可能性に関する IASB の見解を示しています。IASB は 2011 年までに金融商品の会計処理を簡素化することを目指しており、ヘッジ会計は焦点が当てられている分野のひとつです。しかしながら、このプロジェクトによってどのような変更がもたらされるかはまだ明らかではありません。このディスカッション・ペーパーの詳細な内容は、IFRS News 2008 年 4 月号のトピック、「金融商品に関する報告における複雑性の削減」をご覧ください。この IASB のディスカッション・ペーパーに関するコメント募集期限は 9 月 19 日です。

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.